

横植協会 07-18 号
令和 7 年 10 月 15 日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

輸入種子(主にトマト、トウガラシ種子)関係

【トルコにおける Pepper chat fruit viroid(PCFVd)の発生 への対応について】

農林水産省植物防疫課から下記の情報提供があったのでお知らせします。

記

(農林水産省植物防疫課からの連絡:抜粋)

今般、トルコにおいて、Pepper chat fruit viroid(PCFVd)が発生していると判断できる科学的根拠が得られました。

PCFVd は、植物防疫法施行規則別表2の2の 30 項に規定されているウィロイドであり、我が国は同表に規定する対象地域に対して精密検定を要求しています。

トルコは同表において対象地域に含まれておりませんが、トルコから我が国には、PCFVd の宿主植物であるトマト種子やトウガラシ種子等が輸入されています(過去5年間合計 557 件 583kg)

これを受け、トルコに対し、PCFVd の宿主植物について、輸出時に精密検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、検査証明書への追記を要求することを予定しております。

また、諸外国に対しても、SPS 緊急通報により我が国が精密検定を要求する旨、通知する予定です。

このため、トルコの検査体制が整うまでの間、極力トルコからの輸入を控えるようお願いできればと存じます。

本措置は書簡の発出日の翌日に発効しますが、措置の発効日から 30 日間は移行期間とし、輸入検査現場において精密検定を実施することとします。

詳細については、別添「(説明資料) インドにおけるToMMVの発生への対応について」を参照願います。

以上

令和7年 10 月 14 日

トルコにおける PCFVd の発生への対応について

1. 経緯及び現状

- (1) *Pepper chat fruit viroid*(PCFVd)は、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の2の 30 項に規定される検疫有害植物であり、我が国は発生国からの宿主植物に対して精密検定を要求しています。
- (2) そのような中、同項の対象地域とされていないトルコにおいて PCFVd が発生しているとの情報が得られました。
- (3) トルコからは、例年、トマト種子やトウガラシ種子等の宿主植物が輸入されています(過去5年間合計 557 件 583kg)。

2. 対応

こうした状況を踏まえ、トルコに対し、PCFVd の宿主植物(別紙参照)について、輸出時に精密検定で感染が無いことを確認し、検査証明書に追記する旨を書簡により緊急的に要求します。本緊急措置は、トルコへの書簡の発出日の翌日から適用されます。

なお、諸外国に対しても、SPS 緊急通報によりトルコへの要求内容について、通知する予定です。

3. 会員への情報提供のお願い

トルコが PCFVd の発生国であることが新たに判明しました。このため、トルコに対して、規則別表2の2の 30 項に掲げる PCFVd の宿主植物(別紙参照)について、書簡により、輸出時に精密検定を行って PCFVd に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記する旨を緊急的に要求する予定です。

また、併せて諸外国に対しても、SPS 緊急通報により我が国がトルコへ精密検定を要求する旨、通知します。

つきましては、トルコの検定体制が整うまでの間、極力トルコからの PCFVd の宿主植物の輸入を控えるようお願いします。

本措置は書簡の発出日の翌日に発効しますが、輸入検査現場においては、措置の発効日から 30 日間は移行期間とし、上記の検査証明書の追記が無い宿主植物に対して、輸入時に植物防疫所で精密検定を実施します。

本精密検定で陽性となった場合、当該荷口は廃棄又は返送となりますのでご承知おきください。

＜輸入検査時の精密検定＞

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、規則別表2の2の30項に規定されるトルコ産の植物

(2) 検定方法

次の数量について、精密検定を実施

植物	検定対象
種子	4,600 粒（同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%）
生植物 （種子及び果実を除く。）	検査単位ごとに輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）別表第 1 に掲げる数量の 1 % の生植物から若葉（最低 1 葉）をサンプリングし、検定

(3) その他

輸入時の精密検定の実施において、検定に供する試料の採取のため、組織培養体においては容器を開封する必要があります。雑菌による汚染が生ずること及び輸入検査時に荷口を留め置くため、検定が終了するまでの間に傷みや枯死等による品質劣化の可能性があることについて留意いただくようお願いします。

植物防疫法施行規則別表2の2 30 項

地域	植物	基準
三十 タイ、ベトナム、オランダ、カナダ	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepper chat fruit viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。

参考: 植物防疫所ホームページ(https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html)